

令和6年 第1回教育委員会 会議録

日 時	令和6年1月30日（火） 午前10時30分～午前11時20分
場 所	向日市役所 第10会議室
出席委員	山本教育長、松本委員、流石委員、中野委員、畠山委員
事 務 局	教育部長、教育監兼学校教育課総括指導主事、教育部副部長兼生涯学習課長、教育総務課長、教育総務課担当課長、学校教育課長、学校教育課担当課長兼総括指導主事、学校教育課主幹兼総括指導主事、学校教育課主幹兼総括指導主事、学校教育課主幹、中央公民館長、図書館長、文化資料館担当課長、公共建物整備課長、教育総務課副課長、教育総務課主任
議 題	委員会諸報告
傍 聴 者	1名
教育長	開会宣言
教育長	会議規則の規定により、令和5年第16回会議録の承認について諮る。 (全員異議なし)
教育長	会議録は承認された。 本日はまず、委員会諸報告として、「令和6年向日市はたちの集いについて」報告願う。
事務局	— 令和6年向日市はたちの集いについて — 令和6年1月8日、永守重信市民会館にて令和6年向日市はたちの集いを開催した。 参加者数は388名であり、対象者が531人のため、参加率は73.1%となった。 内容については、第一部の式典30分、第二部のアトラクション20分と、予定通り進行できた。 また今回から、新型コロナウイルス感染症の影響で見合わせていた、来賓の方の臨席を復活させたところ、18名の出席があった。 全体的にも、会場内や周辺の道路なども含め、混乱なく円滑に開催できた。
委員	【質疑等】 昨年は会場が市民会館になったこともあって参加者が増えたのかとも思いつつ、今年は女性の参加者が減っている印象を受けた。

	全体的な参加率は73%で毎年とそんなに変わらない状況だが、これはただの数の変化なのか、何か理由があるのか。
事務局	特別の事情については情報を持ち合わせておらず、数の変化であったと考えている。 コロナ禍の令和4年・令和5年は外出等を制限されていたため、このときは、逆にこうした会について参加率が上がったのかなと感じている。
委員	少し元気のいい、議員の名前を呼んだりする男の子がおり、そのこと自体は別にまずいことではないと思っているが、特に問題なく式典は終えられたか。
事務局	式典開始前にそうしたこともあったが、その後は円滑に開催できた。 元気な子たちも、開始前の会場外ではにぎやかにされていたが、中に入るよう声を掛けると、素直に応じてくれていたため、問題なかった。
委員	参加率はずっと70%程度を推移しているが、これは近隣等、一般的な参加率と比べるとどうなのか。
事務局	今正確な数字は持ち合わせていないが、大差はないと聞いている。
教育長	次に、「令和6年度向日市の教育（指導の重点）の改訂について」報告願う。
事務局	— 令和6年度向日市の教育（指導の重点）の改訂について — 前半の、学校教育に関する内容を説明する。 新旧対照表と令和6年度の原稿、ともに改訂する箇所については、赤い文字で記している。 新旧対照表の1、原稿の表紙についてだが、時点修正とともに、令和6年度も9枚の写真を掲載する予定である。 現在、掲載する写真については調整中だが、新旧対照表記載の説明を踏まえて選定したいと考えている。 令和5年度に実施した取り組みから学校教育と社会教育とのバランス等を考慮して選定する。 昨年度同様に、それぞれの写真については事業の内容がわかるよう、写真の下に表題等を記載予定である。 新旧対照表の2、原稿の1ページ目をご覧いただきたい。 この前文の内容は、新しい時代を拓く「自立・協働・人権尊重」の教育の推進とある。

そのあとに、現在の社会や教育の置かれている状況を踏まえて、本市教育の目指すところが書かれている。

令和5年度は、学校現場における新型コロナウイルス感染症の影響について書かれていた。

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症も5類に移行したため、学校における感染症の臨時休業による変容についての部分を、第2期京都府教育振興プランをもとに、「人づくりを担う教育もまた、多様な価値観と多様な学びが広がる中で、学校の意義や学ぶことの意義を改めて問われるようになった」という一文に修正したい。

また、3つのキーワードのうち協働について、これまでは「個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、ともに支え合い、高め合い、社会に参画する」としていたが、「社会に参画する」の部分を「新たな価値を創造する」という表記に修正したい。

これまでは社会に自主的に関わり、自らの力を発揮するという意味で参画という表現を使用していたが、令和5年6月に閣議決定された第4次教育振興基本計画では、「将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり」、「持続可能な社会を維持・発展させていく」人材を育てることが求められる表現にされているためである。

向日市教育大綱の意義及び趣旨でも「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成することが求められる」と表記されているため、それにも合わせている。

新旧対照表の3、原稿の2ページ目からは学校教育に関する分野になる。

令和6年度は、向日市教育大綱・第2次ふるさと向日市創生計画ともに変更がないことから、本ページは令和5年度の前稿に修正を加えない方向で考えている。

新旧対照表の4、原稿の3ページ目、豊かな学びの創造と確かな学力を育む教育の推進については、3つの重点と13の項目に変更はない。

特に配慮すべき事項の(13)に、令和5年度から英語検定チャレンジ事業を開始したので、「英語検定チャレンジ事業を活用し、一層英語への関心や学習意欲を向上」の一文を加筆したいと考えている。

新旧対照表の5、原稿の3ページ下から4ページ目にかけて、豊かな人間性と多様性を尊重する心を育む教育の推進については、5つの重点と17の項目に変更はない。

特に配慮すべき事項の(1)、新型コロナウイルス感染症についての記述は、5類移行に伴って削除したい。

同(15)には「薬物乱用防止教室の実施」とあったが、健やかな身体を育む教育の推進の(6)に薬物乱用防止についての記述があるため、そちらに統合する形で、この部分は削除したいと考えている。

事務局	同（１６）は、「教育相談事業の効果的活用」の括弧の中に「適応指導教室」とあったが、名称が「ひまわり広場」に変更されているため、修正したい。 新旧対照表の７、原稿の５ページ目、健やかな身体を育む教育の推進については、３つの重点に変更はない。 （６）は、「生涯を通じて心身の健康を適切に管理し、改善していくための教育の充実」の括弧の中に、これまでは「感染症対策、メンタルヘルス、性教育、喫煙・飲酒・薬物乱用防止」の順番で記載していたが、薬物乱用の低年齢化や市販薬を使ったオーバードーズ等の問題、国において令和５年８月に策定された第六次薬物乱用防止五か年戦略を踏まえ、「喫煙・飲酒・薬物乱用防止」を先頭にしたい。 新旧対照表の８、原稿の５ページ下から６ページ目、学びを支える安心・安全な教育環境の充実については、４つの重点に変更はない。 （１）の、「新型コロナウイルス感染症」を「新たな感染症」に変更したい。 これは、文部科学省の「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」の表現に合わせての修正である。 新旧対照表の９、原稿の６ページ目中程から下、学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上については、２つの重点に変更はない。 （３）の「コミュニティ・スクールの導入」は、今年度すでに各小中学校ではコミュニティ・スクールの活動が導入されているため、「展開」に修正したいと考える。 社会教育部門について、原稿７ページ以降を説明する。 次年度の社会教育指導の重点については、踏まえるべき市・府の計画やプランで大幅な変更がないため、必要な変更のみ行っている状況である。 一番初めの表題の下、見え消しのとおり、「社会教育においては」からの長い一文の一段落目の最後に「とともに、新型コロナウイルス感染症対策との両立を図る」という一文が入っていたが、新型コロナウイルス感染症の第５類移行に伴い、コロナ禍以前の表記に変更し、「総合的な整備・充実に努める」というところで切っている。 ８ページ、生涯学習環境の充実の２、社会教育施設における学習機会の充実の（３）、「施設の特徴を生かした学習機会と学習成果を生かした活動の場の充実」の中、図書館の部分は、以前は「多様な資料・情報要求に迅速に応えるための、蔵書の整備・レファレンス機能及びホームページやＬＩＮＥなどの情報提供機能の充実と読書推進のための各種事業の充実」としていたが、「蔵書・レファレンス機能の整備と、ホームページやＬＩＮＥなどインターネットを介した情報機能の拡充、及び読書推進のための各種事業の充実」と、実態に即してわかりやすいように、文言を修正している。
-----	---

委員	8 ページ下、家庭・地域社会の教育力の向上の 2、地域社会の教育力の向上の（4）は、「子どもの健康育成」となっていたが、「子どもの健全育成」に変更したい。 地域の青少年健全育成団体と連携実施している関係から、文言を修正している。 10 ページの組織図は、令和 5 年 10 月の機構改革に伴う組織改定に合わせ、変更を加えている。 文化財調査事務所が廃止になり、教育総務課に文化財係を追加している。 文化財調査事務所と旧上田家住宅の記載も削除している。 旧上田家住宅は他部署、文化推進課に移管されたためである。 教育総務課の中にあった施設整備係も、公共建物整備課に移管されたため、削除している。 総務部総務課から生涯学習課に移管された市民体育館を追加するとともに、その市民体育館、中央公民館、地区公民館、図書館、文化資料館、天文館は、教育部直下から生涯学習課以下になったため、それを反映した記載にしている。 【質疑等】 1 ページ目「自立・協働・人権尊重」の教育の推進の中に記載のある「多様な価値観と多様な学びが広がる中で」というのは、元の京都府の考えもある中でのことだと思うが、これからの時代を考えると、非常に重点として大切なのではないかと感じた。 コミュニティ・スクールについては、導入があって展開があるという流れだと思うが、1 年経って現在、順調に進んでいるのか、どのような状況か。 社会教育の 8 ページ、以前の記載の「健康育成」という言葉にはあまり馴染みがなく、「健全育成」かなと思っていたため、いろいろな運動の中で「健全」の言葉を使う方向になったのは良いことかと思う。 健康と健全というあたりは微妙なところもあるかもしれないが、少し気にかかるため、お聞きしたい。
事務局	コミュニティ・スクールについては、9 校の市立小中学校のうち、1 校だけまだ委員選定の委嘱の段階であり、今年 2 月中に委嘱を行い、同 3 月に第 1 回を開く。 次年度からスタートするよりは今年度のうちに 1 回でも開いていくような形で進めている。 それ以外のところは、おおむね 1 学期中に委員の委嘱等も終わり、ほぼ

	7月中には、第1回の学校運営協議会を開催できている。 まだまだ導入から一歩か半歩か進めたところであり、協議会の中での熟議と言えるところまではなかなか行っていないのが現状かと思われる。 学校によっては、まずやってみようということで、次年度の学校行事について、委員の方々と、生徒会本部の生徒も参加して、下は14歳から上は70代の方までが小グループを作って、どんな学校行事をしていきたいのかというようなことを、お互いにKJ法を使いながら、次年度の大まかな方向性を話し合った。 一定の方向性が出てきたので、今年度内に、そのことを踏まえながら、次年度の学校行事を少し変えていきたいというようなことで、試行的な取り組みだが、そういったことをテーマにしながら、取り組んでいるところもある。 ただ、なかなかそこまで進めているところも少ないため、何とかそういう熟議が中で活発になるようにということや、この取り組みの両輪になる地域学校協働活動との連携もうまく回るような形に、2年目として展開できればという意味で、展開という言葉をごここに入れさせていただいている。 事務局 「健康」を「健全」に変えたのは、この(4)の内容の事例からも、地域の青少年健全育成団体の皆様と、いろいろな挨拶運動、見守りなどを行っているという、そういう大枠の中で考えている。 子どもの健康となると少し範囲が狭まることもあり、もう少し広い、体も心も両方合わせた、それを周辺で見守る大人たちと一緒に、子どもを守っていくという意味で、「健全」の方が正しいかなと思っている。 委員 6ページの一番上の(1)、「新型コロナウイルス感染症」が「新たな感染症」になるとのことだが、続けて読むと、「災害時」と「非常時」が並んでいると思われる。 また、「新たな感染症」というよりは、例えば「感染症危機」とか何かが入らないとどうかと少し思った。 厚生労働省の出す情報などを調べていると感染症危機という言葉が出ていたので、そんな言葉をつけたらどうかと思うが、いかがか。 事務局 ご意見いただいた点についてはもう一度検討させていただき、次の2月の教育委員会で、再度提案させていただきたい。 委員 3ページの英語検定チャレンジ事業について、表現上のことだが、「チャレンジ事業を活用し、一層英語への関心や学習意欲を向上」とあるが、「一層」はここにあるよりも「一層の向上」など、少し後ろにある方が、印象
--	---

	としては、英語への関心や学習意欲を一層向上させるというような意味合いだと思うため、表現として良いかと思われる。
事務局	よりわかりやすく表現したいと思うため、これについても検討し、次の教育委員会の方で再度、提案させていただく。
委員	4 ページで、適応指導教室の名前がひまわり広場変わったことで、「適応指導教室」の名前を消すようだが、「ひまわり広場」だけでは少しわかりにくいようにも思われる。 括弧書きでの併記などで、消さなくてもいいのでないかと思うが、いかがか。 標題の背景色について、スポーツの推進の色が紫だと、少し違和感がある。 全体的に、他の標題は比較的色彩が合っていると思うが、ここは気になった。 紫の色の持つ意味も調べてみたが、「神秘的」や「大人っぽい」などの意味があり、その場合、まだ歴史の方が近いような気がする。 紫だと健康的なイメージがしにくいのが、以前もこの色だっただろうか。
事務局	適応指導教室については、10 ページの「教育相談はこちらへ」という箇所も含め、すべて「ひまわり広場」で記述は統一させていただいている。 ただ、少しわかりにくいのではないかという部分については、少し検討させていただき、次回またご説明差し上げたいと思う。
事務局	今までも同じ紫の色は使っていたが、確かにご指摘の通り、色にはイメージがあると私も思うため、そのあたりもまた検討して次回提案させていただきたい。
委員	最後の組織図のところで、留守家庭児童会には以前も「各小学校」と書いてあったかと思うが、児童会そのものに電話できる番号の記載は、必要ないか。
事務局	各留守家庭児童会は、以前から「各小学校」という書き方をさせてもらっている。 以前は児童会にそれぞれの電話がなく、学校からの連絡としていたためである。 今は携帯電話ならあるため、そこも含めて検討し、次回お話をさせていただきたい。

委員	今は学校にかけて回すという形なのか、利用者の方はもう知ってらっしゃるのか、ここに出す方がいいのかどうかと、それぞれ事情があると思うため、また考えていただけたらと思う。
事務局	今は、利用者の方は直接、各児童会にある携帯電話の方にかけている。 確かにそれを出すべきかどうかも含め、また検討し、次回ご報告させていただきたいと思う。
委員	1 ページの最初、前文の「協働」のところを訂正され、読み取り方かなとは思いますが、協働というところで、前は社会参画をすることと、なんとなく協働のイメージがあったが、「新たな価値を創造する」だと、協働と若干のずれを感じる。 前の部分から「ともに支え合い、高め合い、新たな価値を創造する」、この三つをとみにというのであれば協働でもいいかなと思うが、この終わり方が、若干違和感があるように感じたが、いかがか。
事務局	これまで社会参画という言葉で、自らが主体的に関わるという部分が抽出されていたが、第4次教育振興基本計画で「新たな価値を創造する」という部分が強く出ており、何とかそういう部分も含めて書いたものであった。 表現的にどうかという部分については、もう一度検討させていただきたい。 何とかそういう、これまでの社会参画から一歩先に進んだ、新たな価値の創造という部分については重点を置きたいと思っているため、表現については、次の回で、もう一度、提案させていただきたい。
委員	ご指摘のあった箇所、「支え合い、高め合い、新たな価値を」というのは並立的なので、その「ともに」が、「ともに支え合い」にかかるのか、そのあたりがわからなくなる。 例えば、「それぞれの強みを生かし」の前に「ともに」と入れても良いのかとも思う。 また「ともに」の位置も、しっかり考えていただきたい。
事務局	「ともに」の位置の問題、その文脈の問題もしっかり検討させていただき、再度、提案させていただく。
教育長	たくさんご意見をいただいたので、それぞれのご意見を踏まえて再整理しながら、検討させていただきたいと思う。

教育長

閉会宣言

令和6年第1回教育委員会

令和6年1月30日（火）

午前10時30分から

向日市役所 第10会議室

1 開 会

2 会議録の承認について

3 議 案

委員会諸報告

- ・令和6年向日市はたちの集いについて（報告）
- ・令和6年度向日市の教育（指導の重点）の改訂について

4 閉 会

令和6年向日市はたちの集いについて（報告）

令和6年1月30日
生涯学習課

次のとおり式典を開催しましたので、報告します。

- 1 日 時：令和6年1月8日（月・祝）
〔受付・開場〕午前 9時30分～
〔開 会 〕午前10時30分～午前11時20分
- 2 会 場：永守重信市民会館
- 3 対 象 者：平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれの市内在住者
（令和5年12月1日現在）
〔対象者〕男性 274人・女性 257人 合計 531人

開 催 年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
参 加(男)	192	202	198	211	218	219
参 加(女)	177	208	181	220	202	169
総 数	369	410	379	431	420	388
参 加 率	67.8%	73.7%	69.0%	77.1%	76.9%	73.1%

4 内 容

【第1部】式典（30分）

開会宣言

市長式辞

来賓式辞（向日市議会議長、京都府議会議員）

祝電披露

誓いの言葉

【第2部】アトラクション（20分）

思い出のスライドショー（ビデオレター含む）

【閉 式】

5 そ の 他

今回からコロナの影響で見合わせていた来賓（向日市議会議長、京都府議会議員、向日市議会議員17名）の臨席を復活させ、18名の出席がありました。

諸報告資料

令和6年度 向日市の教育について

令和6年1月30日
学 校 教 育 課
生 涯 学 習 課

別紙のとおり報告します。

令和 6 年度



向日市の教育



中学生英語



科学館)



ふるさとセミナー

調整中



創立 150 周年記念式典（向陽小）



修学旅行



学習支援（地域学校協働活動）

向日市教育委員会

令和5-6 年度 指導の重点

新しい時代を拓く「自立・協働・人権尊重」の教育の推進

知識基盤社会と言われる現在、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域で重要になっている。加えて、AI等をはじめとする技術革新やグローバル化の進展により、職業の抜本的变化とともに社会や生活を大きく変えていく超スマート社会の到来が予想されている。

また、環境問題など地球規模の人類共通の課題解決が求められる中で、我が国においては、人口減少・高齢化の進展による労働人口の減少が予想され、長期を見通した社会の持続的な成長・発展が重要な課題となっている。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大により、様々な分野で、「新しい生活様式」に対応させる必要が生じ、テレワークの進展とともにDX（デジタルトランスフォーメーション）が加速するなど産業構造や働き方が大きく変化しようとしている。また、学校においては、感染症の影響による臨時休業等により、学校の役割の重要性が再認識され、子どもたちの健やかな学びを保障するため、感染症対策を講じつつ、必要に応じオンライン学習を導入するなど、学校は大きく変容することを求められた。人づくりを担う教育もまた、多様な価値観と多様な学びが広がる中で、学校の意義や学ぶことの意義を改めて問われるようになった。

こうした状況に対応するため、自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していくことが極めて重要であり、一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現が求められている。

本市においては、新しい時代にたくましく生き、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、社会と地域の発展に貢献できる人間が育つ地域づくりを目指し、人権尊重を基盤として、時代の進展に対応した教育を進めているところである。また、市民が生涯にわたって、学習・文化・スポーツ活動が続けられることができる総合的な環境の整備・充実に努めている。

向日市の教育は、学校教育と社会教育の連携・融合の視点を大切にし、「自立」と「協働」、「人権尊重」をキーワードとして市民の信託と期待に応える教育を推進することを目指すものである。

自 立

一人一人が多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていく。

協 働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、ともに支え合い、高め合い、社会に参画する。新たな価値を創造する。

人権尊重

人権という文化を生活の中に根付かせるため、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現を目指し、豊かな人権感覚、人権を尊重する態度と実践力をはぐくむ。

向日市の特色を生かした教育活動

- ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ学習
(地域の歴史と文化を学ぶ機会の充実、生涯学習の振興)
- あいさつからはじまる豊かなコミュニケーション
(コミュニケーション能力の育成、地域社会との連携・協働)

学校教育指導の重点

現行の学習指導要領においては、これからの時代に必要となる資質・能力の育成と学習評価の充実を図り、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等、学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等をバランスよく育成することとしている。

本市では、「第2次ふるさと向日市創生計画」や「第2期京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会の「学校教育の重点」を踏まえ、本市教育委員会の「学校教育指導の重点」を策定し、学校教育活動の充実・発展に努めるとともに、重点課題を明確にし、その課題解決を図っている。

このため、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と地域社会が共有し、連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程の実現」※を図るとともに、子どもたち一人一人を大切にし、誰一人取り残すことのない教育を推進する。

豊かな学びの創造と 確かな学力の育成	1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成
豊かな人間性の育成と 多様性の尊重	1 人権教育の推進 2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4 いじめや暴力行為の防止対策の充実 5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実
健やかな身体の育成	1 体力・運動能力の向上 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3 食育の推進
学びを支える 教育環境の充実	1 安心・安全を守る学校危機管理の充実 2 教職員の資質能力の向上 3 教職員の働き方改革の推進 4 魅力ある学校づくり
学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上	1 社会に開かれた教育課程の実現 2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進

※「社会に開かれた教育課程の実現」

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にし、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくこと。

豊かな学びの創造と確かな学力の育成

○ 児童生徒が学ぶことの意義や楽しさを感じられる多様な学びの実現に努めるとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行い、確かな学力※₁をはぐくむ教育を推進する。

※₁ 確かな学力

基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をはじめ、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む意欲・態度を統合した力

1 基礎的な知識・技能の習得

2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成

3 主体的に学習に取り組む態度の育成

- (1) 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善
- (2) ICT を効果的に活用した授業の実施
- (3) 小中の接続を重視した外国語教育の実施
- (4) 学力向上プログラムに基づく検証・改善サイクルの確立と学習指導の改善・充実
- (5) 個に応じた指導の充実による基礎学力の定着
- (6) 家庭との連携による発達段階に応じた学習習慣の確立
- (7) コミュニケーション能力や自尊心、社会性など非認知能力※₂の向上に向けた取組の充実
- (8) グローバル化に対応できる人材の育成
- (9) 地域の歴史や我が国の伝統・文化等を学ぶ機会の充実
- (10) ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ「ふるさと学習」の充実
- (11) 教育課程に芸術・文化活動を適切に位置付けて実施
- (12) 主体的な進路選択と希望進路実現のための進路指導の充実
- (13) 中学生英語スピーチ大会を学習成果の発表の機会と捉え、教育課程に位置づけた計画的な取組の推進

※₂ 非認知能力

コミュニケーション能力や自尊心、社会性など、数値で示すことが困難とされる力

特に配慮すべき事項

- (1) ・学ぶ意義や楽しさを感じられるよう配慮
・課題解決型の授業
- (2) ・1人1台端末を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実施
・情報活用能力の育成
- (3) ・ALT（外国語指導助手）の積極的な活用
・小中や小小の連携強化による学習指導の充実
- (4) ・児童生徒の学力の客観的な状況把握
- (5) ・「子どものための京都式少人数教育」を踏まえた指導充実
- (9)(11) ・専門家等による指導や芸術作品の鑑賞等の機会の充実
- (10) ・ふるさとの伝統や文化を学び、発信することができる取組の推進
・地域人材の活用
・市内各施設・史跡等の活用
- (12) ・各高等学校の特色を踏まえた中高の一層の連携
- (13) ・英語検定チャレンジ事業を活用し、一層英語への関心や学習意欲を向上

豊かな人間性の育成と多様性の尊重

- 一人一人の尊厳と人権が尊重され、個性の違いや多様性を認め合い、主体的に行動し、自らの能力を最大限に発揮することができる教育を推進する。
- 多様な考えや価値観に触れることを通じて、人を思いやり尊重する心を育てるとともに、自らの考えや思いを伝えながら感性や情緒、創造力や表現力をはぐくむ。
- すべての児童生徒が安心して通うことができ、楽しく過ごすことができる学校づくりに取り組む。

1 人権教育の推進

2 道德教育の推進、体験活動や読書活動の充実

3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実

4 いじめや暴力行為の防止対策の充実

5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実

- (1) 「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえた人権教育の推進
- (2) 同和問題（部落差別）を人権問題の重要な柱として位置づけた体系的・計画的な人権学習の充実
- (3) 人権学習に関する公開授業の実施と家庭・地域社会への啓発
- (4) 道德教育推進教師を中心とした、全教育活動における道德教育のさらなる充実
- (5) 子どもの自立心や自律性、人を思いやり生命を大切にする心などをはぐくむ授業の充実
- (6) 家庭・地域社会と一体となった道徳的実践の環境づくり
- (7) 社会奉仕活動、自然体験活動などの体験活動の充実
- (8) 読書活動を通じた創造力・表現力等の育成
- (9) 読書活動を支える学校図書館機能の充実
- (10) 特別支援教育コーディネーターを中心とする校内体制の充実
- (11) 個別の指導計画に基づく学習指導の充実と個別の教育支援計画の活用
- (12) 授業のユニバーサルデザイン化など一人一人を大切にした指導の充実
- (13) 向日市いじめ防止基本方針に基づく組織的な対応による、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の徹底
- (14) 組織的・計画的な生徒指導・教育相談の充実
- (15) 規範意識の醸成や異年齢交流活動など「自己有用感」をはぐくむ取組の充実
- (16) 不登校の児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立する支援の充実
- (17) 保幼小、小中の校種間連携の充実

特に配慮すべき事項

- (1) ・普遍的視点と個別的視点からのアプローチによる指導
・~~新型コロナウイルス感染症等に関する適切な知識を基に、感染症に係る偏見、いじめ、差別等が生じないように、適切に指導~~
- (2) ・「部落差別の解消の推進に関する法律」等の法律を踏まえ、インターネット社会の中で多様化・複雑化する人権問題の解決に向けた人権学習の充実
- (4) ・道德教育推進体制の充実及び全体計画や年間指導計画、指導方法の工夫改善
・『《道德教育の進め方》 京都式ハンドブック』等の活用
・小中学校道德実践交流会の充実
- (9) ・学校図書館支援員の活用
・学校図書館ボランティア、公立図書館との連携
- (10) ・コーディネーター連絡会議の充実
・教育相談員や支援員の積極的・効果的な活用
- (12) ・特別な支援を要する児童生徒を含め、すべての児童生徒が「わかる・できる」授業づくり
・地域人材やボランティアを活用した補充学習の充実
- (13) ・いじめの未然防止に向けた児童生徒の自尊心や社会性等をはぐくむ教育
- (14) ・小中や小小の連携強化による生徒指導等の充実
- (15) ・非行防止教室、~~薬物乱用防止教室~~の実施
- (16) ・教育相談事業等の効果的な活用（巡回・来所・電話相談、~~適応指導教室ひまわり広場~~、スクールソーシャルワーカー、心の相談サポーター、スクールカウンセラー等の配置）
- (17) ・幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた、幼児と児童の交流の機会や保 幼小指導者による合同の研究機会の充実

健やかな身体の育成

- 生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむ能力と体力の向上を図る。
- 知育・徳育・体育の基礎となる食育の推進とともに、現代的な健康課題への理解を深める等、健やかな身体育成を図る。

1 体力・運動能力の向上

2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応

3 食育の推進

特に配慮すべき事項

- (1) 体力・運動能力の向上に向けた、体力づくりの取組の充実
 - (2) 『運動部活動指導ハンドブック』を活用した運動部活動の充実と指導方法の工夫改善
 - (3) 中学校部活動の地域移行に向けた検討
 - (4) 外あそび等の奨励による子どもの心身の発達や社会性の育成
 - (5) 家庭との連携による基本的生活習慣の確立を図る取組の充実
 - (6) 生涯を通じて心身の健康を適切に管理し、改善していくための教育の充実（喫煙・飲酒・薬物乱用防止、感染症対策、メンタルヘルス、性教育、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等）
 - (7) 学校給食を通じた食に関する指導の充実による食育の推進
 - (8) 地場産品の活用と地域の食文化を尊重する心の育成
- (1) ・新体力テストの結果活用
・「京の子ども元気なからだスタンダード」等を活用した授業や取組の推進
 - (2) ・「向日市部活動指導方針」に基づく取組の推進
 - (3) ・中学校部活動の地域移行に向け、市内のスポーツ団体等と協議
 - (5) ・「早寝・早起き・朝ごはん」の取組等の推進
 - (6) ・専門機関と連携し、系統的、総合的な指導
・「生命（いのち）のがん教育」の活用
 - (7)(8) ・栄養教諭・栄養士による授業の充実
・小中学校9年間を見通した食育の推進

学びを支える安心・安全な教育環境の充実

- 自然災害や事故などの多様な危機から子どもを守り、いかなる事態においても子どもたちの学びを止めない危機管理体制を整備する。
- すべての子どもが将来に夢や希望をもって成長していけるように、学びと生活の支援が充実した居場所としての学校づくりに取り組む。
- 強い使命感と高い専門性を持つ教員の育成を図り、児童生徒が、明るくいきいきと学ぶ魅力ある学校づくりを目指す。
- 子どもの豊かな成長を支える教職員の資質能力の向上を図る。

1 安心・安全を守る学校危機管理の充実

2 教職員の資質能力の向上

3 教職員の働き方改革の推進

4 魅力ある学校づくり

- (1) 災害時や~~新型コロナウイルス感染症~~新たな感染症等の非常時においても、児童生徒が安心して学べる学習の保障
- (2) 危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の充実
- (3) 交通安全指導の徹底（自転車の安全な利用、PTA・地域社会と連携した登下校の安全確保）
- (4) 防災、生活の安全等に関する安全管理の一層の徹底
- (5) 本市教育委員会指定研究制度等を活用した、特色ある教育活動の推進
- (6) 教職員の資質能力の向上に向けた、多様な教職員研修の充実
- (7) 教育の質の向上と子どもたちの豊かな成長を目指す「教職員の働き方改革」の推進

特に配慮すべき事項

- (1) ・感染症対策の徹底
・オンラインによる学習支援の充実
- (3) ・自転車運転免許教室の実施など
- (4) ・学校安全計画、危機管理マニュアル、学校防災計画の定期的な検証と改善
・京都府安全教育の手引き『いのちを守る知恵をはぐくむために』を踏まえた安全教育の計画的な実施
- (6) ・全教職員対象の研修会の実施
・『教員等の資質能力の向上に向けて』を手掛かりに計画的かつ効果的な取組
・『コンプライアンスハンドブック』の活用
・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用
- (7) ・共同学校事務室業務の充実及び学校業務改善の推進

学校・家庭・地域の連携・協働による 学校の教育力の向上

- 保護者や地域社会と連携・協働しながら、未来の創り手となる子どもの資質能力をはぐくむ「社会に開かれた教育課程」の実現を目指す。
- 次代の社会の担い手としての責任を自覚し、現代社会が抱える課題に関心をもって、主体的に社会参画できる資質と能力をはぐくむ。

1 社会に開かれた教育課程の実現

2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進

- (1) 学校評価の充実と学校の組織としての教育力の向上
- (2) 家庭・地域社会への積極的な情報発信
- (3) コミュニティ・スクール^{※3}の導入~~展開~~
- (4) あいさつが交わされるまちづくりの推進
- (5) 環境や情報などに係る現代的課題に対する関心や理解を深める
教育の充実
- (6) 国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質能力の育成
- (7) キャリア教育の視点を明確にした教育活動の推進

※3 コミュニティ・スクール

地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校

特に配慮すべき事項

- (1) ・学校目標達成のためのPDCAサイクルの確立
- (2) ・学校だよりやホームページを活用
- (3) ・学校運営協議会の開催
- (5) (6) ・情報モラル教育の充実
・新聞等の効果的な活用
・持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ環境教育の充実
- (7) ・職場体験活動など地域社会と連携した体験的な学習の充実

社会教育指導の重点

社会教育においては、「第2次ふるさと向日市創生計画」、「第2期京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会「社会教育を推進するために」、「向日市スポーツ推進計画」、「向日市歴史的風致維持向上計画」を踏まえ、市民の様々な学習・文化・スポーツ需要に応え、生涯の各時期における多様な活動機会の拡充や主体的な学習活動の支援など、市民が生涯にわたって学び続けることができる学習環境の総合的な整備・充実に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策との両立を図る。

さらに、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現に向け、「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、学校・家庭・地域社会で人権教育、啓発の取組を推進する。

生涯学習環境の充実	1 生涯学習の振興 2 社会教育施設における学習機会の充実
家庭・地域社会の教育力の向上	1 家庭の教育力の向上 2 地域社会の教育力の向上
人権教育・啓発の推進	1 人権教育の推進
スポーツの推進	1 スポーツ活動の推進
歴史・文化資源の整備と活用	1 文化財の保護と活用

生涯学習環境の充実

市民が生涯にわたり、多様な学習活動を行うことができるよう、主体的な学習活動を支援するとともに、学習機会の提供及び学習の成果を活かす場や機会の充実に努める。

1 生涯学習の振興

- (1) 生涯の各時期に応じた学習機会の提供と学習活動の支援
- (2) 生涯学習・社会教育における指導者の養成
- (3) 社会教育関係団体との連携・協力
- (4) ボランティア活動を推進する機運の醸成
- (5) 図書館、文化資料館などの施設ボランティアの活動の支援と協働

2 社会教育施設における学習機会の充実

- (1) 学校教育活動で積極的に活用してもらうための学習プログラムの開発
- (2) 社会教育施設や他の行政機関との連携による、生涯学習施策の総合的な推進

特に配慮すべき事項

- (1) ・ふるさと向日市の歴史を活かした講座など多様な学習機会の提供

- (3) 施設の特色を活かした学習機会と学習成果を活かした活動の場の充実

特に配慮すべき事項

- (3) ・社会教育施設（公民館、図書館、文化資料館、天文館）の特に配慮すべき事項は、以下のとおり

<公民館>

- ・現代的課題に関する学習機会の充実と地域づくりの担い手の育成

<図書館>

- ・蔵書・レファレンス機能の整備と、ホームページやLINE、などインターネットを介した情報機能の拡充、及び読書推進のための各種事業の充実

<文化資料館>

- ・向日市を中心とした地域に関する歴史・文化資料の収集・保管と、展示・講座等での積極的な活用及びデジタルシステムを使った情報発信の拡充

<天文館>

- ・プラネタリウム投影と天文現象に応じた観望会や専門家による天文学講座・教室を開催し、天文学習施設としての機能を充実

家庭・地域社会の教育力の向上

家庭教育はすべての教育の出発点であり、その担い手である保護者自身が学ぶための学習機会の充実に努める。また、学校・家庭・地域社会が様々な活動を通して地域の絆を強めるとともに、よりよい社会を創るという目標を共有した上で連携・協働し、地域全体で子どもたちをはぐくむ環境づくりを推進する。

1 家庭の教育力の向上

- (1) 豊かな心をはぐくみ、家庭の教育力を高めるための学習機会の充実
- (2) 基本的な生活習慣の重要性や現代的課題※についての理解の促進
- (3) P T A活動の充実と保護者が参加しやすい環境づくりに向けた支援
- (4) 子どもが読書に親しみ、読書習慣を身につけることができる取組の充実

特に配慮すべき事項

- (1) ・就学前からの子どもの家庭教育に関する学習機会の提供
- (2) ・PTA と連携を図り、「早寝・早起き・朝ごはん」など基本的な生活習慣の重要性や、現代的課題への理解促進に向けた取組を推進

※ インターネット・SNS などの正しい利活用、危険ドラッグや大麻等の薬物乱用など

2 地域社会の教育力の向上

- (1) 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的な推進
- (2) 放課後児童の安全・安心な居場所の確保や体験学習を行う「京のまなび教室推進事業」の充実
- (3) 体験活動や集団学習を行うジュニアリーダー養成講座を開催し、次世代のリーダーとなる青少年の育成
- (4) 学校・家庭・地域社会及び関係団体との連携による、子どもの健全育成と安全を守る活動の推進
- (5) 社会教育指導者及び社会教育関係職員の研修機会の充実

- (4) ・地域の青少年健全育成団体等と連携を図り、「安全見守りパトロール」、「あいさつ運動」及び現代的課題への理解促進に向けた取組を推進

人権教育・啓発の推進

市民が生涯のあらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や、同和問題など様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる主体的な学習活動の促進と、その啓発に努める。

1 人権教育の推進

- (1) あらゆる人権問題に対し、豊かな人権感覚を持ち、幸せな社会生活を営めるよう、人権意識の高揚のための取組の充実
- (2) 高齢者や障がいのある人が社会活動に積極的に参加しやすい環境づくりの推進

特に配慮すべき事項

- (1) ・「部落差別の解消の推進に関する法律」等差別のない社会の実現をめざした法律を踏まえ、社会教育関係職員及び関係団体指導者が人権問題を学習する機会の充実
・関係機関・団体等と連携した総合的な取組による、人権に関する多様な学習活動の推進
・障がいのある人について、正しい理解と認識を深めるための学習機会の充実

スポーツの推進

スポーツを「する」「みる」「ささえる」※を通じたスポーツ人口の拡大を目指し、市民が健康で心豊かに暮らせるよう、市民一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動の推進とスポーツに親しめる環境の充実を図る。※「する」「みる」「ささえる」 文部科学省策定「スポーツ基本計画」で提唱

1 スポーツ活動の推進

- (1) 子どもから高齢者まで、障がいのある方もない方も気軽に参加できるライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- (2) 超高齢社会において健康で自立した生活を送れるよう、健康寿命の延伸に向けた取組の推進
- (3) スポーツを楽しめる環境づくりの推進
- (4) 「スポーツを通じたまちづくりに関するフレンドシップ協定」による市民の体力向上に向けた取組の充実

特に配慮すべき事項

- (1) ・公益財団法人向日市スポーツ文化協会等との連携によるスポーツ活動の推進及びスポーツ実施率の向上を図る取組の充実
- (2) ・高齢者をはじめ多くの方が、日常的な運動による健康の維持、体力の向上を図ることができる機会の充実
- (3) ・総合型地域スポーツクラブ「ワイワイスポーツクラブ」への支援
・学校体育施設の利用促進

歴史・文化資源の整備と活用

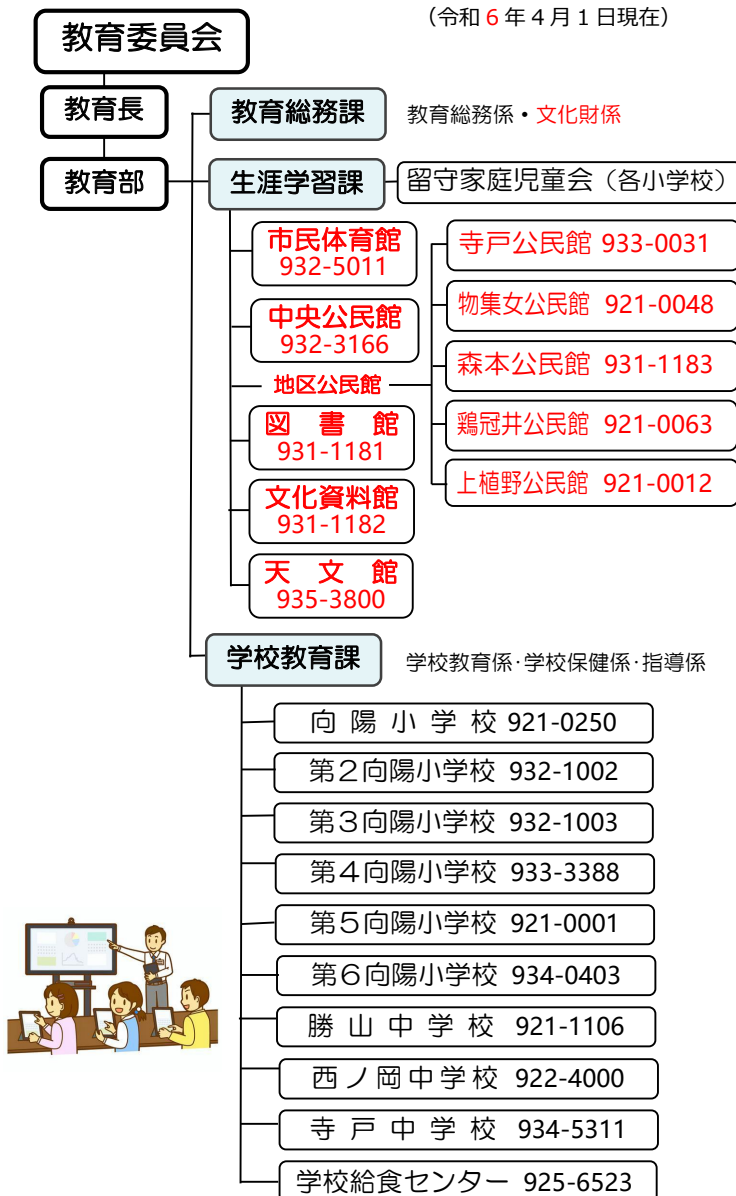
文化財の保護及び積極的な整備や活用に努め、歴史・文化資源を未来に継承する。

1 文化財の保護と活用

- (1) 史跡長岡宮跡や史跡乙訓古墳群等の歴史・文化遺産の調査・保存・整備と、その普及・啓発及び活用の促進

向日市教育委員会組織図

(令和6年4月1日現在)



向日市教育委員会

〒617-8665 京都府向日市寺戸町中野 20 番地
TEL (075) 874-2998 FAX (075) 931-2555

図書館

向日市に住んでいる方、在学・在勤している方
ならどなたでも借りることができます。

開館時間

・午前 10 時～午後 6 時
返却だけのご来館の場合、ブックポスト
をお使いください (24 時間利用可能)

休館日

・月曜日 (休日の場合は開館し、直後の平日を休館)
・資料整理日 (毎月 1 日/ただし、土・日・月・休日の場合は直後の平日)
・特別整理期間 (不定期)
・年末年始 (12 月 28 日～1 月 4 日)
・特別警報、暴風警報発令等の場合



ホームページ

LINE

文化資料館

古代の都・長岡京について常設展示し、また向日
市を中心に乙訓地域の古文書や民具などを収集・
整理して、大切な文化遺産を未来に伝える役割を
果たしています。

開館時間

・午前 10 時～午後 6 時
(入館は午後 5 時 30 分まで)

休館日

・月曜日
(休日の場合は開館し、直後の平日を休館)
・資料整理日 (毎月 1 日/ただし、土・日・月・休日の場合は直後の平日)
・年末年始 (12 月 28 日～1 月 4 日)
・特別警報、暴風警報発令等の場合



ホームページ

天文館

天文館には、定員 80 人のプラネタリウム室と口
径 40 cm の反射望遠鏡が設けられているドーム型
天体観測室とを備えています。

開館時間

・午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分
(入館は午後 5 時まで)

休館日

・毎週月・火曜日
・国民の祝日・休日、機械調整日
・年末年始 (12 月 27 日～1 月 4 日)
・特別警報、暴風警報発令等の場合



ホームページ

教育相談はこちらへ

児童生徒や保護者を対象に、不登校やいじめ等をはじめとした学校教育や子育てに関する
問題の解決を図るため、教育相談を行っておりますので、お気軽にご相談ください。

●学校教育や子育てについて

スクールホットライン

・教育委員会学校教育課内
・月～金 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
・TEL (075) 931-6060

●小中学生自身の悩みや子育ての悩みについて

教育相談員

・教育委員会学校教育課内
・火・木 午前 10 時～午後 4 時 (休憩時間含む)
・TEL (075) 874-2998

●不登校児童生徒のための自立支援について

スクールカウンセラー

・向陽小学校及び各中学校に配置
・お問い合わせは、在籍している小・中学校へ連絡してください。

●子どもの発達や障がいについて

ひまわり広場

・向日市天文館内に開設
・月～金 午前 9 時 30 分～正午
・TEL (075) 874-2998

●障がいのある児童生徒の就学及び教育的支援について

通級指導教室

・各学校に設置
・お問い合わせは、在籍している保育所・幼稚園等、小・中学校へ連絡してください。

教育支援委員会

・お問い合わせは、在籍している保育所・幼稚園等、小・中学校へ連絡してください。





古都のこころ 魅力のふるさと

向日市の 史跡等

●竹の径 府選定文化的景観

向日市特産の「孟宗竹」を使った総延長が1800mの竹垣の散策路です。日本ウォーキング協会「全国歩きたくなる道500選」などに選ばれています。



●寺戸大塚古墳 国指定史跡

古墳時代前期の全長約98mの前方後円墳です。



●桓武天皇皇后陵

長岡京を築いた桓武天皇皇后のお墓として宮内庁管理の陵墓になっています。直径約65m、高さ約7mの円形をしています。

●元稲荷古墳 国指定史跡

古墳時代前期の全長約94mの前方後方墳です。



●須田家住宅 府指定文化財

西国街道と愛宕道、丹波道の分岐点にある明治30年代まで醤油製造業を営んでいた旧家です。



●石塔寺

鎌倉時代末期創建と伝えられています。毎年、5月3日の花まつりには、府指定文化財の鶏冠井題目踊が奉納されます。



●西国街道

京都の「東寺口」を起点として「向日町」を経て「摂津」へと向かう古くからの街道です。



●向日神社 国重要文化財・国登録文化財

養老2年(西暦718年)創建の古社。本殿は、室町時代の三間社流造(さんげんしゃながれづくり)という建築様式です。



●中小路家住宅 国登録文化財

西国街道沿いに建つ旧家。幕末に聖護院門跡領の庄屋を務め、同じ頃に建てられた主屋のまわりに長屋門や蔵が連なります。



●物集女車塚古墳

国指定史跡
古墳時代後期の全長約46mの前方後円墳で、毎年、整備した横穴式石室を公開しています。



●森本遺跡 市指定史跡

森本遺跡は、静岡県登呂遺跡と並ぶ代表的な弥生時代の水田跡として知られています。遺構からは全国的にもめずらしい人面付土器が出土し、府の文化財に指定されています。



●五塚原古墳 国指定史跡

古墳時代前期の全長約92mの前方後円墳です。



●東院公園 市指定史跡

長岡宮の内裏と同じ規模をもつ建物群が発見された離宮跡。現在、市民プールを含む公園として整備されています。



●内裏跡・旧上田家住宅

国指定史跡・国登録文化財
長岡宮の天皇の住まいがあった場所に建つ近代の農家住宅です。



●一文橋

西国街道沿いで、小畑川に架かる橋。通行人から一文ずつ徴収して橋の架け替えの費用に充てたという伝承からこの名前がついています。



●大極殿公園 国指定史跡

桓武天皇が政治を司ったところが大極殿(だいごくでん)です。昭和39年に国の史跡に指定されました。平成22年には、天皇皇后両陛下の行幸啓があり、文化資料館とともに立ち寄られました。毎年、11月11日には長岡京遷都を記念して大極殿祭が行われます。

●朝堂院跡 国指定史跡

長岡宮の中央にあった朝堂院は、国の儀式を行う、今の国会議事堂のような政治の中心。西第四堂と南に続く楼閣跡は、案内所も付設した公園として整備しています。



令和 6 年度「向日市の教育」（指導の重点）【新旧対照表】

諸 報 告 資 料

令和 5 年度		令和 6 年度		改訂理由
表紙の内容及び説明	特に配慮すべき事項	表紙の内容及び説明 ※ <u>下線部は新規に挿入または修正箇所</u>	特に配慮すべき事項	
【表紙】 令和 5 年度 (市章) 向日市の教育 (写真) ◇小学校 ふるさと学習 (5 向小) ◇小学校 創立 150 周年記念式典 (向陽小) ◇小学校 修学旅行 (2 向小) ◇小学校 向日市小学生陸上交歓記録会 ◇中学校 文化祭 (寺戸中) ◇中学校 英語スピーチ大会 ◇文化財 旧上田家住宅見学 (教職員ふるさとセミナー) ◇文化資料館 教育 1 5 0 年記念事業 ◇生涯学習 中学校学習支援 (地域学校協働活動) 向日市教育委員会 <u>令和 5 年度</u> 指導の重点 【説明】写真 9 枚について 1 表紙写真は、以下を踏まえ選定 (1) 本市に関連してR 4 年度実施した取組から選定 (計 9 枚) (2) 学校教育と社会教育とのバランスを考慮 (学校教育 6 枚、社会教育 3 枚) ＜学校教育＞ ・校種 (小、中) や対象 (児童、生徒、教職員) のバランスを考慮 (小学校 4 枚、中学校 2 枚) ＜社会教育＞ ・図書館、資料館、文化財調査事務所等の事業内容のバランスを考慮 2 実施内容が分かるように写真の下に説明を表記		【表紙】 <u>令和 6 年度</u> (市章) 向日市の教育 (写真) ◇小学校 ふるさと学習 (5 向小) ◇<u>小学校 創立 150 周年記念式典 (向陽小)</u> ◇<u>小学校 修学旅行 (2 向小)</u> ◇<u>小学校 向日市小学生陸上交歓記録会</u> ◇<u>中学校 文化祭 (寺戸中)</u> ◇<u>中学校 英語スピーチ大会</u> ◇<u>文化財 旧上田家住宅見学 (教職員ふるさとセミナー)</u> ◇<u>文化資料館 教育 1 5 0 年記念事業</u> ◇<u>生涯学習 中学校学習支援 (地域学校協働活動)</u> 向日市教育委員会 <u>令和 6 年度</u> 指導の重点 【説明】写真 9 枚について 1 表紙写真は、以下を踏まえ選定 (1) 本市に関連して R 5 年度 実施した取組から選定 (計 9 枚) (2) 学校教育と社会教育とのバランスを考慮 (学校教育 6 枚、社会教育 3 枚) ＜学校教育＞ ・校種 (小、中) や対象 (児童、生徒、教職員) のバランスを考慮 (小学校 4 枚、中学校 2 枚) ＜社会教育＞ ・図書館、資料館、文化財調査事務所等の事業内容のバランスを考慮 2 実施内容が分かるように写真の下に説明を表記		・時点修正 ・写真の選定理由は下段の【説明】欄参照 ・時点修正 ・時点修正

令和 5 年度		令和 6 年度		改訂理由
前文の内容	特に配慮すべき事項	前文の内容 ※ <u>下線部は新規に挿入または修正箇所</u>	特に配慮すべき事項	
新しい時代を拓く「自立・協働・人権尊重」の教育の推進 知識基盤社会と言われる現在、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域で重要になっている。加えて、AI 等をはじめとする技術革新やグローバル化の進展により、職業の抜本的変化とともに社会や生活を大きく変えていく超スマート社会の到来が予想されている。 また、環境問題など地球規模の人類共通の課題解決が求められる中で、我が国においては、人口減少・高齢化の進展による労働人口の減少が予想され、長期を見通した社会の持続的な成長・発展が重要な課題となっている。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大により、様々な分野で、「新しい生活様式」に対応させる必要が生じ、テレワークの進展とともに DX（デジタルトランスフォーメーション）が加速するなど産業構造や働き方が大きく変化しようとしている。また、学校においては、感染症の影響による臨時休業等により、学校の役割の重要性が再認識され、子どもたちの健やかな学びを保障するため、感染症対策を講じつつ、必要に応じオンライン学習を導入するなど、学校は大きく変容することを求められた。 こうした状況に対応するため、自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していくことが極めて重要であり、一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現が求められている。 本市においては、新しい時代にかくましく生き、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、社会と地域の発展に貢献できる人間が育つ地域づくりを目指し、人権尊重を基盤として、時代の進展に対応した教育を進めているところである。また、市民が生涯にわたって、学習・文化・スポーツ活動が続けることができる総合的な環境の整備・充実に努めている。 向日市の教育は、学校教育と社会教育の連携・融合の視点を大切にし、「自立」と「協働」、「人権尊重」をキーワードとして市民の信託と期待に応える教育を推進することを目指すものである。 「自立」 一人一人が多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていく。 「協働」 個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、ともに支え合い、高め合い、<u>社会に参画する。</u> 「人権尊重」 人権という文化を生活の中に根付かせるため、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現を目指し、豊かな人権感覚、人権を尊重する態度と実践力をはぐくむ。 向日市の特色を生かした教育活動 ●ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ学習 （地域の歴史と文化を学ぶ機会の充実、生涯学習の振興） ●あいさつからはじまる豊かなコミュニケーション （コミュニケーション能力の育成、地域社会との連携・協働）		新しい時代を拓く「自立・協働・人権尊重」の教育の推進 知識基盤社会と言われる現在、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域で重要になっている。加えて、AI 等をはじめとする技術革新やグローバル化の進展により、職業の抜本的変化とともに社会や生活を大きく変えていく超スマート社会の到来が予想されている。 また、環境問題など地球規模の人類共通の課題解決が求められる中で、我が国においては、人口減少・高齢化の進展による労働人口の減少が予想され、長期を見通した社会の持続的な成長・発展が重要な課題となっている。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大により、様々な分野で、「新しい生活様式」に対応させる必要が生じ、テレワークの進展とともに DX（デジタルトランスフォーメーション）が加速するなど産業構造や働き方が大きく変化しようとしている。<u>人づくりを担う教育もまた、多様な価値観と多様な学びが広がる中で、学校の意義や学ぶことの意義を改めて問われるようになった。</u> こうした状況に対応するため、自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していくことが極めて重要であり、一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現が求められている。 本市においては、新しい時代にかくましく生き、ふるさと向日市から世界に羽ばたき、社会と地域の発展に貢献できる人間が育つ地域づくりを目指し、人権尊重を基盤として、時代の進展に対応した教育を進めているところである。また、市民が生涯にわたって、学習・文化・スポーツ活動が続けることができる総合的な環境の整備・充実に努めている。 向日市の教育は、学校教育と社会教育の連携・融合の視点を大切にし、「自立」と「協働」、「人権尊重」をキーワードとして市民の信託と期待に応える教育を推進することを目指すものである。 「自立」 一人一人が多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていく。 「協働」 個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、ともに支え合い、高め合い、<u>新たな価値を創造する。</u> 「人権尊重」 人権という文化を生活の中に根付かせるため、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現を目指し、豊かな人権感覚、人権を尊重する態度と実践力をはぐくむ。 向日市の特色を生かした教育活動 ●ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ学習 （地域の歴史と文化を学ぶ機会の充実、生涯学習の振興） ●あいさつからはじまる豊かなコミュニケーション （コミュニケーション能力の育成、地域社会との連携・協働）		・ ・ 新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行したことにより文言修正 第 2 期京都府教育振興プラン「目指す人間像とはぐくみたい力」より ・ 向日市教育大綱の意義及び趣旨に合わせ文言修正

令和 5 年度		令和 6 年度		改訂理由																				
前文の内容	特に配慮すべき事項	前文の内容 ※下線部は新規に挿入または修正箇所	特に配慮すべき事項																					
学校教育指導の重点 現行の学習指導要領においては、これからの時代に必要となる資質・能力の育成と学習評価の充実を図り、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等、学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等をバランスよく育成することとしている。 本市では、「第2次ふるさと向日市創生計画」や「第2期京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会の「学校教育の重点」を踏まえ、本市教育委員会の「学校教育指導の重点」を策定し、学校教育活動の充実・発展に努めるとともに、重点課題を明確にし、その課題解決を図っている。 このため、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と地域社会が共有し、連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む※「社会に開かれた教育課程の実現」を図るとともに、子どもたち一人一人を大切にし、誰一人取り残すことのない教育を推進する。 【重点となる5つの柱】 <table><tr><td>豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進</td><td>1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成</td></tr><tr><td>豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進</td><td>1 人権教育の推進 2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4 いじめや暴力行為の防止対策の充実 5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実</td></tr><tr><td>健やかな身体をはぐくむ教育の推進</td><td>1 体力・運動能力の向上 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3 食育の推進</td></tr><tr><td>学びを支える教育環境の充実</td><td>1 安心・安全を守る学校危機管理の充実 2 教職員の資質能力の向上 3 教職員の働き方改革の推進 4 魅力ある学校づくり</td></tr><tr><td>学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上</td><td>1 社会に開かれた教育課程の実現 2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進</td></tr></table> ※社会に開かれた教育課程 教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくこと		豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進	1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成	豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進	1 人権教育の推進 2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4 いじめや暴力行為の防止対策の充実 5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実	健やかな身体をはぐくむ教育の推進	1 体力・運動能力の向上 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3 食育の推進	学びを支える教育環境の充実	1 安心・安全を守る学校危機管理の充実 2 教職員の資質能力の向上 3 教職員の働き方改革の推進 4 魅力ある学校づくり	学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上	1 社会に開かれた教育課程の実現 2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進	学校教育指導の重点 現行の学習指導要領においては、これからの時代に必要となる資質・能力の育成と学習評価の充実を図り、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等、学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等をバランスよく育成することとしている。 本市では、「第2次ふるさと向日市創生計画」や「第2期京都府教育振興プラン」、京都府教育委員会の「学校教育の重点」を踏まえ、本市教育委員会の「学校教育指導の重点」を策定し、学校教育活動の充実・発展に努めるとともに、重点課題を明確にし、その課題解決を図っている。 このため、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという目標を学校と地域社会が共有し、連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力をはぐくむ※「社会に開かれた教育課程の実現」を図るとともに、子どもたち一人一人を大切にし、誰一人取り残すことのない教育を推進する。 【重点となる5つの柱】 <table><tr><td>豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進</td><td>1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成</td></tr><tr><td>豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進</td><td>1 人権教育の推進 2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4 いじめや暴力行為の防止対策の充実 5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実</td></tr><tr><td>健やかな身体をはぐくむ教育の推進</td><td>1 体力・運動能力の向上 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3 食育の推進</td></tr><tr><td>学びを支える教育環境の充実</td><td>1 安心・安全を守る学校危機管理の充実 2 教職員の資質能力の向上 3 教職員の働き方改革の推進 4 魅力ある学校づくり</td></tr><tr><td>学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上</td><td>1 社会に開かれた教育課程の実現 2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進</td></tr></table> ※社会に開かれた教育課程 教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくこと		豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進	1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成	豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進	1 人権教育の推進 2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4 いじめや暴力行為の防止対策の充実 5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実	健やかな身体をはぐくむ教育の推進	1 体力・運動能力の向上 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3 食育の推進	学びを支える教育環境の充実	1 安心・安全を守る学校危機管理の充実 2 教職員の資質能力の向上 3 教職員の働き方改革の推進 4 魅力ある学校づくり	学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上	1 社会に開かれた教育課程の実現 2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進	
豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進	1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成																							
豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進	1 人権教育の推進 2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4 いじめや暴力行為の防止対策の充実 5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実																							
健やかな身体をはぐくむ教育の推進	1 体力・運動能力の向上 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3 食育の推進																							
学びを支える教育環境の充実	1 安心・安全を守る学校危機管理の充実 2 教職員の資質能力の向上 3 教職員の働き方改革の推進 4 魅力ある学校づくり																							
学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上	1 社会に開かれた教育課程の実現 2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進																							
豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進	1 基礎的な知識・技能の習得 2 活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3 主体的に学習に取り組む態度の育成																							
豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進	1 人権教育の推進 2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4 いじめや暴力行為の防止対策の充実 5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実																							
健やかな身体をはぐくむ教育の推進	1 体力・運動能力の向上 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3 食育の推進																							
学びを支える教育環境の充実	1 安心・安全を守る学校危機管理の充実 2 教職員の資質能力の向上 3 教職員の働き方改革の推進 4 魅力ある学校づくり																							
学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上	1 社会に開かれた教育課程の実現 2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進																							

令和５年度		令和６年度		改訂理由
重点内容	特に配慮すべき事項	重点内容 ※下線部は新規に挿入または修正箇所	特に配慮すべき事項	
■豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進 ○ 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行い、確かな学力をはぐくむ教育を推進する。 ※１確かな学力 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をはじめ、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む意欲・態度を統合した力 1基礎的な知識・技能の習得 2活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3主体的に学習に取り組む態度の育成 (1)「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善 (2)１人１台端末等 ICT を効果的に活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実 (3)小中の接続を重視した外国語教育の充実 (4)学力向上プログラムに基づく検証・改善サイクルの確立と学習指導の改善・充実 (5)個に応じた指導の充実による基礎学力の定着 (6)家庭との連携による発達段階に応じた学習習慣の確立 (7)コミュニケーション能力や自尊心、社会性など非認知能力 ※２の向上に向けた取組の充実 (8)グローバル化に対応できる人材の育成 (9)地域の歴史や我が国の伝統・文化等を学ぶ機会の充実 (10)ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ「ふるさと学習」の充実 (11)教育課程に芸術・文化活動を適切に位置付けて実施 (12)主体的な進路選択と希望進路実現のための進路指導の充実 (13)中学生英語スピーチ大会を学習成果の発表の機会と捉え、教育課程に位置付けた計画的な取組の推進	(1)・学ぶ意義や楽しさを感じられるよう配慮 (2)・授業支援ソフト及びデジタルドリルの活用 ・情報活用能力の育成 (3)・A L T（外国語指導助手）の積極的な活用 ・小中や小小の連携強化による学習指導の充実 (4)・児童生徒の学力の客観的な状況把握 (5)・「子どものための京都式少人数教育」を踏まえた指導充実 (9)(11)・専門家等による指導や芸術作品の鑑賞等の機会の充実 (10)・ふるさとの伝統や文化を学び、発信することができる取組の推進 ・地域人材の活用 ・市内各施設・史跡等の活用 (12)・各高等学校の特色を踏まえた中高の一層の連携 ※２コミュニケーション能力や自尊心、社会性など数値で示すことが困難とされる力	■豊かな学びの創造と確かな学力をはぐくむ教育の推進 ○ 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行い、確かな学力をはぐくむ教育を推進する。 ※１確かな学力 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得をはじめ、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む意欲・態度を統合した力 1基礎的な知識・技能の習得 2活用する力（思考力・判断力・表現力等）の育成 3主体的に学習に取り組む態度の育成 (1)「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善 (2)１人１台端末等 ICT を効果的に活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実 (3)小中の接続を重視した外国語教育の充実 (4)学力向上プログラムに基づく検証・改善サイクルの確立と学習指導の改善・充実 (5)個に応じた指導の充実による基礎学力の定着 (6)家庭との連携による発達段階に応じた学習習慣の確立 (7)コミュニケーション能力や自尊心、社会性など非認知能力 ※２の向上に向けた取組の充実 (8)グローバル化に対応できる人材の育成 (9)地域の歴史や我が国の伝統・文化等を学ぶ機会の充実 (10)ふるさと向日市への愛着と誇りをはぐくむ「ふるさと学習」の充実 (11)教育課程に芸術・文化活動を適切に位置付けて実施 (12)主体的な進路選択と希望進路実現のための進路指導の充実 (13)中学生英語スピーチ大会を学習成果の発表の機会と捉え、教育課程に位置付けた計画的な取組の推進	(1)・学ぶ意義や楽しさを感じられるよう配慮 (2)・授業支援ソフト及びデジタルドリルの活用 ・情報活用能力の育成 (3)・A L T（外国語指導助手）の積極的な活用 ・小中や小小の連携強化による学習指導の充実 (4)・児童生徒の学力の客観的な状況把握 (5)・「子どものための京都式少人数教育」を踏まえた指導充実 (9)(11)・専門家等による指導や芸術作品の鑑賞等の機会の充実 (10)・ふるさとの伝統や文化を学び、発信することができる取組の推進 ・地域人材の活用 ・市内各施設・史跡等の活用 (12)・各高等学校の特色を踏まえた中高の一層の連携 <u>(13)・英語検定チャレンジ事業を活用し、一層英語への関心や学習意欲を向上</u> ※２コミュニケーション能力や自尊心、社会性など数値で示すことが困難とされる力	・令和５年度から事業を開始したため、文言追加

令和 5 年度		令和 6 年度		改訂理由
重点内容	特に配慮すべき事項	重点内容 ※下線部は新規に挿入または修正箇所	特に配慮すべき事項	
■豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進 ○ 一人一人の尊厳と人権が尊重され、個性の違いや多様性を認め合い、主体的に行動し、自らの能力を最大限に発揮することができる教育を推進する。 ○ 多様な考えや価値観に触れることを通じて、人を思いやり尊重する心を育てるとともに、自らの考えや思いを伝えながら感性や情緒、創造力や表現力をはぐくむ。 ○ すべての児童生徒が安心して通うことができ、楽しく過ごすことができる学校づくりに取り組む。 1 人権教育の推進 2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4 いじめや暴力行為の防止対策の充実 5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実 (1)「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえた人権教育の推進 (2)同和問題（部落差別）を人権問題の重要な柱として位置づけた体系的・計画的な人権学習の充実 (3)人権学習に関する公開授業の実施と家庭・地域社会への啓発 (4)道徳教育推進教師を中心とした、全教育活動における道徳教育のさらなる充実 (5)子どもの自立心や自律性、人を思いやり生命を大切にする心などをはぐくむ授業の充実 (6)家庭・地域社会と一体となった道徳的実践の環境づくり (7)社会奉仕活動、自然体験活動などの体験活動の充実 (8)読書活動を通じた創造力・表現力等の育成 (9)読書活動を支える学校図書館機能の充実 (10)特別支援教育コーディネーターを中心とする校内体制の充実 (11)個別の指導計画に基づく学習指導の充実と個別の教育支援計画の活用 (12)授業のユニバーサルデザイン化など一人一人を大切にした指導の充実 (13)向日市いじめ防止基本方針に基づく組織的な対応による、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の徹底 (14)組織的・計画的な生徒指導・教育相談の充実	(1)・普遍的視点と個別的視点からのアプローチによる指導 →新型コロナウイルス感染症等に関する適切な知識を基に、感染症に係る偏見、いじめ、差別等が生じないように、適切に指導 (2)・「部落差別の解消の推進に関する法律」等の法律を踏まえ、インターネット社会の中で多様化・複雑化する人権問題の解決に向けた人権学習の充実 (4)・道徳教育推進体制の充実及び全体計画や年間指導計画、指導方法の工夫改善 ・『《道徳教育の進め方》京都式ハンドブック』等の活用 ・小中学校道徳実践交流会の充実 (9)・学校図書館支援員の活用 ・学校図書館ボランティア、公立図書館との連携 (10)・コーディネーター連絡会議の充実 ・教育相談員や支援員の積極的・効果的な活用	■豊かな人間性と多様性を尊重する心をはぐくむ教育の推進 ○ 一人一人の尊厳と人権が尊重され、個性の違いや多様性を認め合い、主体的に行動し、自らの能力を最大限に発揮することができる教育を推進する。 ○ 多様な考えや価値観に触れることを通じて、人を思いやり尊重する心を育てるとともに、自らの考えや思いを伝えながら感性や情緒、創造力や表現力をはぐくむ。 ○ すべての児童生徒が安心して通うことができ、楽しく過ごすことができる学校づくりに取り組む。 1 人権教育の推進 2 道徳教育の推進、体験活動や読書活動の充実 3 障がいのある子どもの自立や社会参加を目指した特別支援教育の充実 4 いじめや暴力行為の防止対策の充実 5 不登校の子どもへのきめ細やかな支援の充実 (1)「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」及び「第2次向日市人権教育・啓発推進計画」を踏まえた人権教育の推進 (2)同和問題（部落差別）を人権問題の重要な柱として位置づけた体系的・計画的な人権学習の充実 (3)人権学習に関する公開授業の実施と家庭・地域社会への啓発 (4)道徳教育推進教師を中心とした、全教育活動における道徳教育のさらなる充実 (5)子どもの自立心や自律性、人を思いやり生命を大切にする心などをはぐくむ授業の充実 (6)家庭・地域社会と一体となった道徳的実践の環境づくり (7)社会奉仕活動、自然体験活動などの体験活動の充実 (8)読書活動を通じた創造力・表現力等の育成 (9)読書活動を支える学校図書館機能の充実 (10)特別支援教育コーディネーターを中心とする校内体制の充実 (11)個別の指導計画に基づく学習指導の充実と個別の教育支援計画の活用 (12)授業のユニバーサルデザイン化など一人一人を大切にした指導の充実 (13)向日市いじめ防止基本方針に基づく組織的な対応による、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の徹底 (14)組織的・計画的な生徒指導・教育相談の充実	(1)・普遍的視点と個別的視点からのアプローチによる指導 (2)・「部落差別の解消の推進に関する法律」等の法律を踏まえ、インターネット社会の中で多様化・複雑化する人権問題の解決に向けた人権学習の充実 (4)・道徳教育推進体制の充実及び全体計画や年間指導計画、指導方法の工夫改善 ・『《道徳教育の進め方》京都式ハンドブック』等の活用 ・小中学校道徳実践交流会の充実 (9)・学校図書館支援員の活用 ・学校図書館ボランティア、公立図書館との連携 (10)・コーディネーター連絡会議の充実 ・教育相談員や支援員の積極的・効果的な活用 (12)・特別な支援を要する児童生徒を含め、すべての児童生徒が「わかる・できる」授業づくり ・地域人材やボランティアを活用した補	・新型コロナウイルス感染症に関わる記述について削除

(15)規範意識の醸成や異年齢交流活動など「自己有用感」をはぐくむ取組の充実 (16)不登校の児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立する支援の充実 (17)保幼小、小中の校種間連携の充実	(12)・特別な支援を要する児童生徒を含め、すべての児童生徒が「わかる・できる」授業づくり ・地域人材やボランティアを活用した補充学習の充実 (13)・いじめの未然防止に向けた児童生徒の自尊心や社会性等をはぐくむ教育 (14)・小中や小小の連携強化による生徒指導等の充実 (15)・非行防止教室、薬物乱用防止教室の実施 (16)・教育相談事業等の効果的な活用（巡回・来所・電話相談、適応指導教室、スクールソーシャルワーカー、心の相談サポーター、スクールカウンセラー等の配置） (17)・幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた、幼児と児童の交流の機会や保幼小指導者による合同の研究機会の充実	(15)規範意識の醸成や異年齢交流活動など「自己有用感」をはぐくむ取組の充実 (16)不登校の児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立する支援の充実 (17)保幼小、小中の校種間連携の充実	充学習の充実 (13)・いじめの未然防止に向けた児童生徒の自尊心や社会性等をはぐくむ教育 (14)・小中や小小の連携強化による生徒指導等の充実 (15)・非行防止教室の実施 (16)・教育相談事業等の効果的な活用（巡回・来所・電話相談、<u>ひまわり広場</u>、スクールソーシャルワーカー、心の相談サポーター、スクールカウンセラー等の配置） (17)・幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けた、幼児と児童の交流の機会や保幼小指導者による合同の研究機会の充実	・薬物乱用防止教室は「健やかな身体をはぐくむ教育の推進」の中に位置づいているため、削除 ・名称変更による文言修正
--	--	--	---	--

令和 5 年度		令和 6 年度		改訂理由
重点内容	特に配慮すべき事項	重点内容 ※下線部は新規に挿入または修正箇所	特に配慮すべき事項	
■ 健やかな身体をはぐくむ教育の推進 ○ 生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむ能力と体力の向上を図る。 ○ 知育・徳育・体育の基礎となる食育の推進とともに、現代的な健康課題への理解を深める等、健やかな身体の育成を図る。 1 体力・運動能力の向上 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3 食育の推進 (1)体力・運動能力の向上に向けた、体力づくりの取組の充実 (2)「運動部活動指導ハンドブック」を活用した運動部活動の充実と指導方法の工夫改善 (3)中学校部活動の地域連携・地域移行に向けた検討 (4)外あそび等の奨励による子どもの心身の発達や社会性の育成 (5)家庭との連携による基本的生活習慣の確立を図る取組の充実 (6)生涯を通じて心身の健康を適切に管理し、改善していくための教育の充実（感染症対策、メンタルヘルス、性教育、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等） (7)学校給食を通した食に関する指導充実による食育の推進 (8)地場産品の活用と地域の食文化を尊重する心の育成	(1)・新体力テストの結果活用 ・「京の子ども元気なからだスタンダード」等を活用した授業や取組の推進 (2)・「向日市部活動指導方針」に基づく取組の推進 (3)・中学校部活動の地域連携・地域移行に向けた市内のスポーツ団体等との協議 (5)・「早寝・早起き・朝ごはん」の取組等の推進 (6)・専門機関と連携し、系統的、総合的な指導 ・「生命（いのち）のがん教育」の活用及び「生命（いのち）の安全教育」の推進 (7)(8) ・栄養教諭・栄養士による授業の充実 ・小中学校9年間を見通した食育の推進	■ 健やかな身体をはぐくむ教育の推進 ○ 生涯を通じて体育・スポーツ活動に親しむ能力と体力の向上を図る。 ○ 知育・徳育・体育の基礎となる食育の推進とともに、現代的な健康課題への理解を深める等、健やかな身体の育成を図る。 1 体力・運動能力の向上 2 健康的な生活習慣の確立と健康課題への対応 3 食育の推進 (1)体力・運動能力の向上に向けた、体力づくりの取組の充実 (2)「運動部活動指導ハンドブック」を活用した運動部活動の充実と指導方法の工夫改善 (3)中学校部活動の地域連携・地域移行に向けた検討 (4)外あそび等の奨励による子どもの心身の発達や社会性の育成 (5)家庭との連携による基本的生活習慣の確立を図る取組の充実 (6)生涯を通じて心身の健康を適切に管理し、改善していくための教育の充実（<u>喫煙・飲酒・薬物乱用防止、感染症対策、メンタルヘルス、性教育等</u>） (7)学校給食を通した食に関する指導充実による食育の推進 (8)地場産品の活用と地域の食文化を尊重する心の育成	(1)・新体力テストの結果活用 ・「京の子ども元気なからだスタンダード」等を活用した授業や取組の推進 (2)・「向日市部活動指導方針」に基づく取組の推進 (3)・中学校部活動の地域連携・地域移行に向けた市内のスポーツ団体等との協議 (5)・「早寝・早起き・朝ごはん」の取組等の推進 (6)・専門機関と連携し、系統的、総合的な指導 ・「生命（いのち）のがん教育」の活用及び「生命（いのち）の安全教育」の推進 (7)(8) ・栄養教諭・栄養士による授業の充実 ・小中学校9年間を見通した食育の推進	・令和 5 年 8 月に「第六次薬物乱用防止五カ年戦略」が策定され、学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実を図るため、順序の変更

令和 5 年度		令和 6 年度		改訂理由
重点内容	特に配慮すべき事項	重点内容 ※下線部は新規に挿入または修正箇所	特に配慮すべき事項	
■ 学びを支える安心・安全な教育環境の充実 ○ 自然災害や事故などの多様な危機から子どもを守り、いかなる事態においても子どもたちの学びを止めない危機管理体制を整備する。 ○ すべての子どもが将来に夢や希望をもって成長していけるように、学びと生活の支援が充実した居場所としての学校づくりに取り組む。 ○ 強い使命感と高い専門性を持つ教員の育成を図り、児童生徒が、明るくいきいきと学ぶ魅力ある学校づくりを目指す。 ○ 子どもの豊かな成長を支える教職員の資質能力の向上を図る。		■ 学びを支える安心・安全な教育環境の充実 ○ 自然災害や事故などの多様な危機から子どもを守り、いかなる事態においても子どもたちの学びを止めない危機管理体制を整備する。 ○ すべての子どもが将来に夢や希望をもって成長していけるように、学びと生活の支援が充実した居場所としての学校づくりに取り組む。 ○ 強い使命感と高い専門性を持つ教員の育成を図り、児童生徒が、明るくいきいきと学ぶ魅力ある学校づくりを目指す。 ○ 子どもの豊かな成長を支える教職員の資質能力の向上を図る。		
1 安心・安全を守る学校危機管理の充実 2 教職員の資質能力の向上 3 教職員の働き方改革の推進 4 魅力ある学校づくり		1 安心・安全を守る学校危機管理の充実 2 教職員の資質能力の向上 3 教職員の働き方改革の推進 4 魅力ある学校づくり		
(1)災害時や新型コロナウイルス感染症等の非常時においても、児童生徒が安心して学べる学習の保障 (2)危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の充実 (3)交通安全指導の徹底（自転車の安全な利用、PTA・地域社会と連携した登下校の安全確保） (4)防災、生活の安全等に関する安全管理の一層の徹底 (5)本市教育委員会指定研究制度等を活用した、特色ある教育活動の推進 (6)教職員の資質能力の向上に向けた、多様な教職員研修の充実 (7)教育の質の向上と子どもたちの豊かな成長を目指す「教職員の働き方改革」の推進	(1)・感染症対策の徹底 ・オンラインによる学習支援の充実 (3)・自転車運転免許教室の実施など (4)・学校安全計画、危機管理マニュアル、学校防災計画の定期的な検証と改善 ・京都府安全教育の手引き『いのちを守る知恵をはぐくむために』を踏まえた安全教育の計画的な実施 (6)・全教職員対象の研修会の実施 ・『教員等の資質能力の向上に向けて』を手掛かりに計画的かつ効果的な取組 ・『コンプライアンスハンドブック』の活用 ・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用 (7)・共同学校事務室業務の充実及び学校業務改善の推進	(1)災害時や新たな感染症等の非常時においても、児童生徒が安心して学べる学習の保障 (2)危機対応能力（自ら判断し、自ら行動する力）を育成するための安全教育の充実 (3)交通安全指導の徹底（自転車の安全な利用、PTA・地域社会と連携した登下校の安全確保） (4)防災、生活の安全等に関する安全管理の一層の徹底 (5)本市教育委員会指定研究制度等を活用した、特色ある教育活動の推進 (6)教職員の資質能力の向上に向けた、多様な教職員研修の充実 (7)教育の質の向上と子どもたちの豊かな成長を目指す「教職員の働き方改革」の推進	(1)・感染症対策の徹底 ・オンラインによる学習支援の充実 (3)・自転車運転免許教室の実施など (4)・学校安全計画、危機管理マニュアル、学校防災計画の定期的な検証と改善 ・京都府安全教育の手引き『いのちを守る知恵をはぐくむために』を踏まえた安全教育の計画的な実施 (6)・全教職員対象の研修会の実施 ・『教員等の資質能力の向上に向けて』を手掛かりに計画的かつ効果的な取組 ・『コンプライアンスハンドブック』の活用 ・子ども未来づくり支援事業等の効果的な活用 (7)・共同学校事務室業務の充実及び学校業務改善の推進	・新型コロナウイルス感染症が5類へ移行となったため、文言修正 ポストコロナ期における学びの在り方について「第十二次提言」（文科省）

令和 5 年度		令和 6 年度		改訂理由
重点内容	特に配慮すべき事項	重点内容 ※下線部は新規に挿入または修正箇所	特に配慮すべき事項	
■学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上 ○ 保護者や地域社会と連携・協働しながら、未来の創り手となる子どもの資質能力をはぐくむ「社会に開かれた教育課程」の実現を目指す。 ○ 次代の社会の担い手としての責任を自覚し、現代社会が抱える課題に関心をもって、主体的に社会参画しできる資質と能力をはぐくむ。		■学校・家庭・地域の連携・協働による学校の教育力の向上 ○ 保護者や地域社会と連携・協働しながら、未来の創り手となる子どもの資質能力をはぐくむ「社会に開かれた教育課程」の実現を目指す。 ○ 次代の社会の担い手としての責任を自覚し、現代社会が抱える課題に関心をもって、主体的に社会参画しできる資質と能力をはぐくむ。		
1 社会に開かれた教育課程の実現 2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進		1 社会に開かれた教育課程の実現 2 社会の担い手として生きる力をはぐくむ教育の推進		
(1)学校評価の充実と学校の組織としての教育力の向上 (2)家庭・地域社会への積極的な情報発信 (3)コミュニティ・スクール※3の導入 (4)あいさつが交わされるまちづくりの推進 (5)環境や情報などに係る現代的課題に対する関心や理解を深める教育の充実 (6)国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質能力の育成 (7)キャリア教育の視点を明確にした教育活動の推進	(1)・学校目標達成のためのPDCAサイクルの確立 (2)・学校だよりやホームページを活用 (3)・地域学校協働活動との一体的な推進 (5)(6) ・情報モラル教育の充実 ・新聞等の効果的な活用 ・持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ環境教育の充実 (7)・職場体験活動など地域社会と連携した体験的な学習の充実	(1)学校評価の充実と学校の組織としての教育力の向上 (2)家庭・地域社会への積極的な情報発信 (3)コミュニティ・スクール※3の展開 (4)あいさつが交わされるまちづくりの推進 (5)環境や情報などに係る現代的課題に対する関心や理解を深める教育の充実 (6)国や社会の問題を自分の問題として捉え、主権者として自ら判断し行動できる資質能力の育成 (7)キャリア教育の視点を明確にした教育活動の推進	(1)・学校目標達成のためのPDCAサイクルの確立 (2)・学校だよりやホームページを活用 (3)・地域学校協働活動との一体的な推進 (5)(6) ・情報モラル教育の充実 ・新聞等の効果的な活用 ・持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ環境教育の充実 (7)・職場体験活動など地域社会と連携した体験的な学習の充実	・コミュニティ・スクールの導入から、地域学校協働活動との一体的な推進を図るために文言修正 これからのコミュニティスクールの在り方と総合的な推進方策について（文科省）
※3 コミュニティ・スクール 地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校		※3 コミュニティ・スクール 地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校		

令和 6 年 度

向日市の教育（指導の重点）

新旧対照表

向日市教育委員会
（ 5 年 度 → 6 年 度 ）

令和6年度 社会教育指導の重点（案）

令和5年度		令和6年度		改訂理由
	特に配慮すべき事項		特に配慮すべき事項	
■社会教育指導の重点（7頁） 市民が生涯にわたって学び続けることができる学習環境の総合的な整備・充実に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策との両立を図る。 ■生涯学習環境の充実（7頁） 2 社会教育施設における学習機会の充実 （3）施設の特色を活かした学習機会と学習成果を活かした活動の場の充実 ＜図書館＞ ・多様な資料・情報要求に迅速に応えるための、蔵書の整備・レファレンス機能及びホームページやLINEなどの情報提供機能の拡充と読書推進のための各種事業の充実 ■家庭・地域社会の教育力の向上（8頁） 2 地域社会の教育力の向上 （4）子どもの健康育成		市民が生涯にわたって学び続けることができる学習環境の総合的な整備・充実に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策との両立を図る。 ＜図書館＞ ・<u>蔵書・レファレンス機能の整備と、ホームページやLINE、などインターネットを介した情報機能の拡充、及び読書推進のための各種事業の充実</u> （4）子どもの<u>健全</u>育成		新型コロナウイルス感染症の第5類移行に伴い、コロナ以前の表記に変更 実態に即して分かりやすいように文言修正 地域の青少年健全育成団体と連携実施しており、文言修正 （次頁につづく）

